

第46期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

開催場所

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1
神戸ファッションプラザ内
神戸ファッション美術館5階
オルビスホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第46期（2024年4月1日～2025年3月31日）定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当期は、連結売上高が前年同期比9.8%増の801億円、営業利益が9.3%増の215億円となり、いずれも2022年12月の上場以来、連続して過去最高を更新しております。また、連結子会社の三重中央開発株式会社の第8期最終処分場が全面供用開始、当社和泉エネルギープラザが焼却等熱処理施設建設許可取得、兵庫県相生市との公民連携実施協定締結など、成長に向けた取り組みも順調に進めることができました。

これもひとえに、株主の皆さまをはじめ、全てのステークホルダーの皆さまからのご支援の賜物であり、あらためて心より御礼申しあげます。

昨年、カーボンニュートラルや循環経済への移行などの社会課題に取り組みつつ、当社グループの持続的な成長を実現していくために、5つの重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。今年5月にはこれらの課題を解決するために新たな中期経営計画「D-Plan2028」を策定しております。廃棄物処理・資源循環を通じて、決して止めることのできない重要な社会インフラを担う企業として、最も強みとする地域社会との関わりをより深めて、社会的価値と当社グループの価値の最大化を進めてまいります。

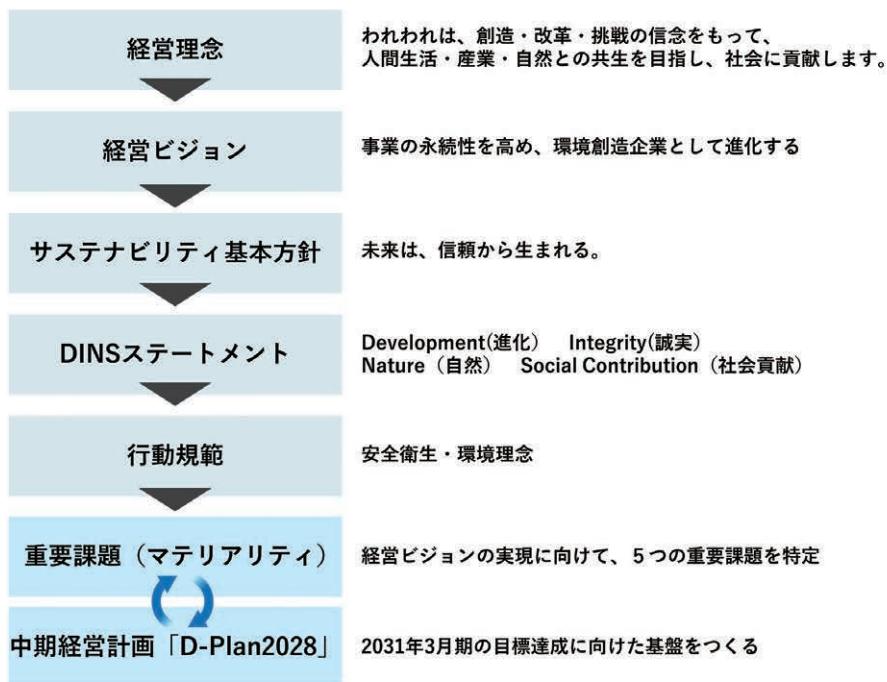
引き続き、株主の皆さまからのご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長執行役員

金子 文雄



大栄環境グループの理念体系



DINS Roots (創業の原点)

～未来は、信頼から生まれる。～

大栄環境グループの事業の中心である廃棄物処理は、なによりもまず、お客様と地域の皆さまからの「信頼」がなくては成り立たないものです。1979年の創業から、持続可能な循環型社会の実現をひたむきに目指してきた私たちにとって、持続的な「信頼」を構築することこそが、サステナブルな未来へのスタートライン。その想いは、これまでもこれからも決して変わることはありません。

株主各位

証券コード 9336
2025年6月10日

大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社

代表取締役社長執行役員 **金子 文雄**

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.dinsgr.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大栄環境」又は「コード」に当社証券コード「9336」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）において、議案に対する賛否をご入力の場合、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1 神戸ファッションプラザ内 神戸ファッション美術館5階 オルビスホール <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
4 議決権行使のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所等」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 節電の取組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

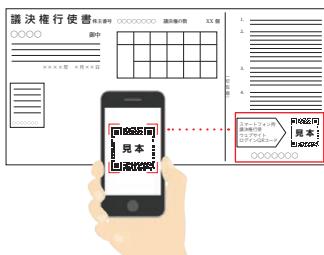
行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

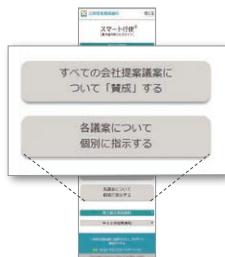
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ、株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを考えております。また、利益還元のための機会を充実させるため、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、連結配当性向は33%以上を維持しつつ、持続的かつ安定的な配当のために累進配当を導入するとともに、将来的に利益の拡大に合わせて株主還元強化を図り、連結配当性向を40%に引き上げることを目標としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 25円 配当総額 2,462,554,425円 なお、中間配当金（1株につき23円）を含めました年間配当金は、1株につき48円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「取締役」といいます。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	かね こ 金子 文雄	代表取締役 社長執行役員	再任
2	おお た 大田 成幸	取締役 専務執行役員（事業・技術担当）	再任
3	おおなか 大仲 一正	取締役営業本部長 常務執行役員（営業担当）	再任
4	むらかみ 村上 知子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村上知子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村上知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、村上知子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、村上知子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、村上知子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

かね こ ふみ お
金子 文雄

(1956年10月17日生)

所有する当社の株式数 50,300株
取締役在任年数 34年
取締役会出席状況 18/18回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 有限会社大栄衛生（現：株式会社大栄衛生）入社
1983年9月 三重中央開発株式会社 取締役
1986年6月 同社監査役
1991年5月 当社取締役
1994年3月 当社常務取締役
2002年3月 当社取締役副社長
2002年3月 三重中央開発株式会社 取締役副社長
2004年5月 当社代表取締役副社長
2004年5月 三重中央開発株式会社 代表取締役副社長
2007年4月 同社代表取締役社長
2007年4月 当社代表取締役社長
2023年9月 一般社団法人資源循環推進協議会 理事（現任）
2024年3月 アイナックフットボールクラブ株式会社 代表取締役会長
2024年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）
2024年9月 アイナックフットボールクラブ株式会社 代表取締役会長兼社長（現任）
2025年4月 一般社団法人SusPla 理事（現任）

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人資源循環推進協議会 理事
一般社団法人SusPla 理事

取締役候補者とした理由

金子文雄氏は、1979年10月の当社設立時より、当社の運営、経営を担い、当社をはじめ、当社グループ各社の取締役を歴任してまいりました。2007年4月からは当社代表取締役社長として、強いリーダーシップで長年にわたり当社グループ全体を牽引し、企業価値を高めてきた実績と豊富な経験を有しております。今後も優れた経営手腕と強いリーダーシップにより企業価値を向上させていくことが期待でき、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

おお た なり ゆき
大田 成幸
(1954年9月14日生)

所有する当社の株式数 49,800株
取締役在任年数 18年
取締役会出席状況 18/18回



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年8月	架裕建設有限会社設立	取締役
1996年3月	健裕開発株式会社（現：三重中央開発株式会社）	入社
2002年5月	三重中央開発株式会社	取締役兼副事業部長
2007年4月	当社	常務取締役兼事業本部長
2007年4月	三重中央開発株式会社	常務取締役兼事業本部長
2011年4月	一般社団法人日本汚染土壌処理業協会	理事（現任）
2013年4月	当社	常務取締役
2013年4月	三重中央開発株式会社	常務取締役
2016年2月	一般社団法人日本災害対応システムズ	理事（現任）
2021年6月	当社	専務取締役 事業・技術担当
2022年6月	一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会	理事（現任）
2023年6月	DINS関西株式会社	取締役（現任）
2024年6月	当社	取締役 専務執行役員（事業・技術担当）（現任）

■ 重要な兼職の状況

DINS関西株式会社 取締役
一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事
一般社団法人日本災害対応システムズ 理事
一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事

取締役候補者とした理由

大田成幸氏は、2002年5月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事しております。2007年4月の当社取締役就任以降は、事業本部長等を歴任しており、2021年6月からは、事業・技術部門を統括する取締役として経営手腕を十分に発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

3

おお なか かず まさ
大 仲 一 正

(1956年3月28日生)

所有する当社の株式数 10,800株
取締役在任年数 15年
取締役会出席状況 18/18回



再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1974年3月 日本写真印刷株式会社（現：NISSHA株式会社）入社
1980年6月 丸末興業株式会社（現：株式会社丸末）入社
1989年3月 三重中央開発株式会社入社
2002年5月 同社取締役営業部長
2010年4月 当社取締役営業部長
2011年12月 当社取締役
2019年4月 当社取締役営業本部長
2021年6月 当社常務取締役営業本部長 営業担当
2024年6月 当社取締役営業本部長 常務執行役員（営業担当）（現任）

■ 重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

大仲一正氏は、2002年5月から当社グループ重要子会社である三重中央開発株式会社の取締役として経営に従事、2010年4月から当社取締役営業部長、2019年4月からは当社取締役営業本部長を歴任し、当社グループの営業部門を統括する取締役として経営手腕を十分に発揮しております。これらのことから引き続き同氏の経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

4

むら かみ とも こ
村上 知子

(1970年12月23日生)

所有する当社の株式数 5,100株
社外取締役在任年数 4年
取締役会出席状況 18/18回



再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 弁護士登録
2005年10月 石井義人法律事務所入所
2008年11月 むらた・ふたば法律特許事務所入所
2011年4月 関西学院大学法学部 非常勤講師（ビジネス法担当）
2013年5月 アーカス総合法律事務所設立 パートナー（現任）
2017年4月 国家戦略特区関西圏雇用労働相談センター
（有限責任監査法人トーマツ）委託機関相談員
2017年11月 公益財団法人大阪産業局（内部通報窓口）委託機関相談員（現任）
2019年4月 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員（現任）
2021年4月 大阪海区漁業調整委員会 委員（現任）
2021年6月 医療法人社団せんだん会 監事（現任）
2021年6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

アーカス総合法律事務所 パートナー
大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員
大阪海区漁業調整委員会 委員

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

村上知子氏は、弁護士として法律に関する高い専門性を有するとともに、長く企業法務に関与した経験から豊富な専門的知見を有しており、独立性を確保した立場から当社の経営に有用な意見をいただいております。
かかる実績も踏まえ、外部の客観的視点からコーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。
なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見・経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

スキルマトリックス

(ご参考) 本定時株主総会終了後の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックス

第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	法務 コンプライアンス	リスク 管理	財務・会計 税務	技術 施設運営	研究開発	営業 マーケティング	E S G サステナビリティ	人財育成
金子 文雄	代表取締役	●		●	●				●	●
大田 成幸	取締役		●	●		●	●	●		
大仲 一正	取締役					●		●		
村上 知子	社外取締役		●	●						
峯森 章	取締役 監査等委員	●	●	●	●					
村井 一雅	社外取締役 監査等委員				●				●	
北嶋 紀子	社外取締役 監査等委員		●	●						

取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

(1) 指名の手続き

取締役（独立社外取締役を除く）の候補者は、国籍、人種、性別にとらわれないものとし、「役員規程」に基づく取締役選任基準に加え、取締役として求められる資質を以下のとおり定めております。取締役の選任・指名にあたっては、以下の基準を踏まえて、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

(2) 取締役の選任基準

- ① 当社の企業理念を理解し、実践できること
- ② 業務執行部門を超えたグループ経営の視点に立ち、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する客観的判断能力、経営的知識、先見性、洞察力等の資質を持っていること
- ③ コーポレート・ガバナンス知識を有し、取締役に求められている資質を有していること
- ④ 優れた人望、品格、倫理観を有し、心身ともに健康であること
- ⑤ 全てのステークホルダーに対して誠実に向き合い、調和をとることができること
- ⑥ 当社従業員（執行役員等）としての過去の実績又は社外において優れた実績を有していること
- ⑦ 取締役としての職務執行に影響を及ぼす利害関係等を有していないこと

社外取締役の選任及び候補者の指名を行うにあたっての方針

(1) 指名の手続き

社外取締役（以下、「社外役員」という）の選任基準及び独立性判断基準に基づき、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

(2) 社外役員の選任基準

- ① 経営、財務・会計、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げている者
- ② 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- ③ 社外役員としての職務遂行にあたり、他の職務との兼務が適正であり、支障とならない者
- ④ 社外役員としての職務遂行にあたり、健康上の支障がない者

(3) 社外役員の独立性判断基準

取締役会において当社における社外役員が独立性を有すると認定するには、社外役員のうち一般株主と利益相反の生じるおそれがない者かつ東京証券取引所の以下のaからdまでに掲げる独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5（3）の2）のいずれかに該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

(以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という)

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- c. 最近においてa又は前bに該当していた者
- cの2. その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)に該当していた者
 - (a) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - (b) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (a) aから前cの2までに掲げる者
 - (b) 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - (c) 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - (d) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役を含む。）
 - (e) 当該会社の兄弟会社の業務執行者
 - (f) 最近において(b)、(c)又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

業績ハイライト			
売上高 80,178百万円 前年同期比 9.8% 増 	営業利益 21,548百万円 前年同期比 9.3% 増 	営業利益率 26.9% 前年同期比 0.1pt 減 	親会社株主に 帰属する当期純利益 14,364百万円 前年同期比 5.7% 増 
EBITDA 27,824百万円 前年同期比 5.9% 増 	EBITDAマージン 34.7% 前年同期比 1.3pt 減 		

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国の景気低迷による海外景気の下振れ、米国の政策動向により世界経済に及ぼされる影響が国内景気を下押しするリスク要因となっていること及び原材料価格が高止まりしている状況にあるものの、国内建設工事の価格転嫁やAI需要の増加などにより最高益を更新する企業業績を背景に、堅調に推移していると考えております。

このような状況のもと、当社グループは、関西・中部エリアを中心としたインフラ開発案件の受注やパートナー企業及び自治体との廃プラスチック資源循環システムの構築に注力してまいりました。また、2024年4月に栄和リサイクル株式会社、同年7月に株式会社浦安清運及び株式会社アイア、2025年1月に株式会社海成を連結子会社いたしました。これらの会社は関東エリアを拠点に事業を展開しており、同エリアで既に事業を展開している連結子会社の株式会社共同土木と一体となった運営を行うことで、売上拡大を進めてまいりました。

利益面に関しては、人件費や解体工事の受注に伴う外注費の増加があった一方で、最終処分場の容量あたりの売上が伸びたこと、内製化によるコスト削減を継続して進めた結果、増収増益となり、過去最高の業績を達成することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は80,178百万円（前年同期比9.8%増）、営業利益は21,548百万円（前年同期比9.3%増）、経常利益は21,484百万円（前年同期比4.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,364百万円（前年同期比5.7%増）となりました。また、営業利益率は前年同期と比べて0.1ポイント低下し26.9%、EBITDA（営業利益+減価償却費（営業外費用除く）+のれん償却額）は27,824百万円（前年同期比5.9%増）となり、EBITDAマージン（EBITDA/売上高）は前年同期と比べて1.3ポイント低下し34.7%となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

環境関連事業

売上高	77,487百万円
セグメント利益	21,893百万円

売上高構成比



熱処理施設

「廃棄物処理・資源循環」において、廃棄物受入量は2,196千トン（前年同期比0.5%減）となりました。これは、関西・中部エリアを中心とするインフラ開発案件に伴う廃棄物処理需要を獲得したものの、低単価廃棄物の受入量が減少したことによるものであります。一方で、高単価廃棄物の受入量は堅調であったことから、増収となりました。

「土壌浄化」において、汚染土壌受入量は335千トン（前年同期比17.4%減）となりました。これは、大型案件の終了に加えて、最終処分場で受け入れる汚染土壌の受注単価を見直したことによるものであります。一方で、難処理土壌の獲得などにより増収となりました。

「施設建設・運営管理」において、当連結会計年度に連結子会社化した栄和リサイクル株式会社及び株式会社海成における解体工事の受注が寄与し、大幅増収となりました。

利益面に関しては、最終処分場の容量あたりの売上高が伸びたこと、内製化によるコスト削減を継続して進めた結果、増益となりました。

この結果、売上高は77,487百万円（前年同期比9.1%増）、セグメント利益は21,893百万円（前年同期比8.9%増）となりました。

その他

売上高
セグメント損失

2,691百万円
225百万円

売上高構成比



リサイクルプラスチックパレット

売上高については、アルミ市況の高騰により「アルミペレット」の販売単価が上昇したこと及び販売量が増加したこと、「リサイクルプラスチックパレット」の販売枚数が増加したこと、「スポーツ地域振興」におけるスポンサー収入の計上により増収となりました。

利益面に関しては、「アルミペレット」においてアルミ缶原料の仕入単価が上昇したことに加えて、「スポーツ地域振興」における会場使用料の計上等により、セグメント損失となりました。

この結果、売上高は2,691百万円（前年同期比34.4%増）、セグメント損失は225百万円（前年同期はセグメント損失238百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は13,880百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

環境関連事業 三重中央開発株式会社三重リサイクルセンター
第8期管理型最終処分場（2期工事）（三重県伊賀市）

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

環境関連事業 当社御坊リサイクルセンター
第2期管理型最終処分場（和歌山県御坊市）
DINS関西株式会社
プラスチック再資源化施設（大阪府堺市）

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。



三重リサイクルセンター
第8期管理型最終処分場（2期工事）

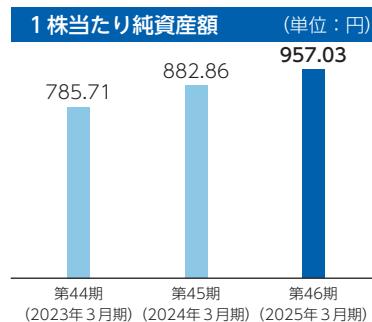
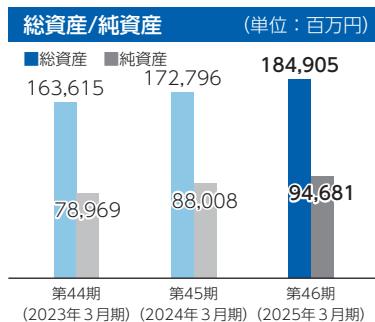
③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

「(3) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(2) 財産及び損益の状況



① 企業集団の財産及び損益の状況

		第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	64,992	67,658	73,035	80,178
営業利益	(百万円)	12,840	16,623	19,714	21,548
経常利益	(百万円)	13,304	16,702	20,589	21,484
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,870	10,494	13,591	14,364
1株当たり当期純利益	(円)	97.67	112.04	136.44	145.54
総資産	(百万円)	158,282	163,615	172,796	184,905
純資産	(百万円)	60,070	78,969	88,008	94,681
1株当たり純資産額	(円)	652.37	785.71	882.86	957.03

② 当社の財産及び損益の状況

		第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	33,391	33,767	35,116	36,452
営業利益	(百万円)	7,797	9,583	7,913	8,027
経常利益	(百万円)	10,626	12,347	11,678	11,970
当期純利益	(百万円)	7,642	9,090	9,012	8,799
1株当たり当期純利益	(円)	84.16	97.06	90.47	89.16
総資産	(百万円)	127,931	133,513	136,989	143,340
純資産	(百万円)	42,445	59,719	64,046	64,965
1株当たり純資産額	(円)	463.49	597.83	645.79	659.53

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
連結子会社 (環境関連事業)			
三重中央開発株式会社	108	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化、コンサルティング、エネルギー創造
DINS関西株式会社	90	100.0	廃棄物処理・資源循環、エネルギー創造
株式会社共同土木	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社ジオレ・ジャパン	100	86.1	土壌浄化
株式会社セーフティアイランド	100	100.0	廃棄物処理・資源循環、土壌浄化
株式会社摂津清運	60	100.0	廃棄物処理・資源循環
京都かんきょう株式会社	50	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社神戸ポートリサイクル	85	82.5	廃棄物処理・資源循環
大栄アメット株式会社	100	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社摂津	10	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社クリエイトナビ	30	100.0	人材派遣及び人材紹介
株式会社総合農林	100	100.0	森林保全
栄和リサイクル株式会社	30	100.0	廃棄物処理・資源循環、施設建設・運営管理
株式会社浦安清運	10	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社アイア	5	100.0	廃棄物処理・資源循環
株式会社グローバル・エンバイロメンタル・テクノロジー	13	65.6	廃棄物処理・資源循環
相生エコサービス株式会社	100	97.5	廃棄物処理・資源循環
株式会社海成	20	100.0	施設建設・運営管理
(その他)			
アイナックフットボールクラブ株式会社	100	100.0	スポーツ地域振興

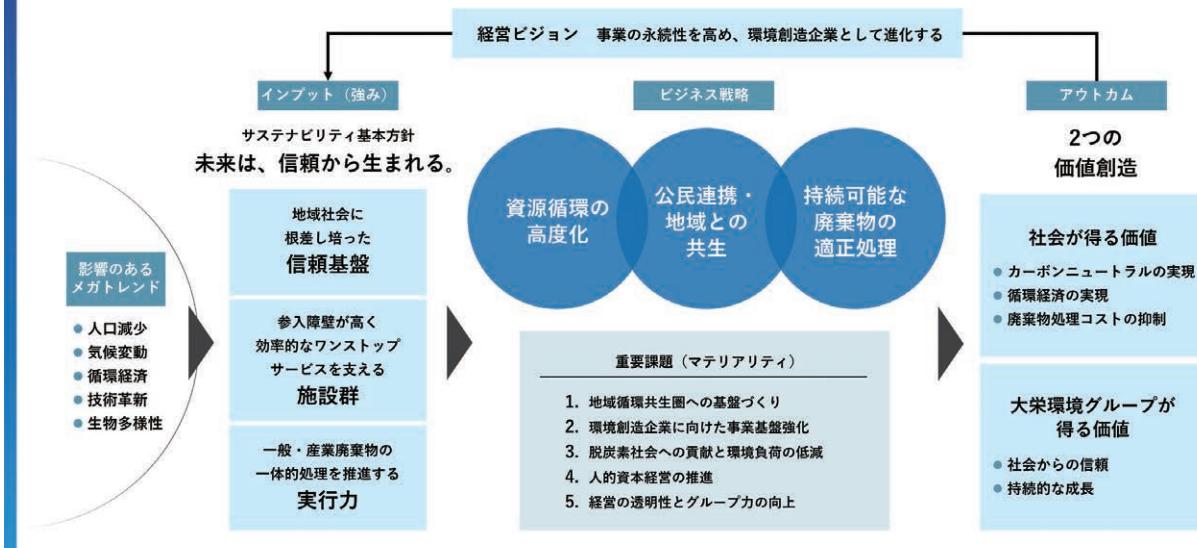
- (注) 1. 2024年4月1日に栄和リサイクル株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2024年7月1日に株式会社浦安清運及び株式会社アイアの全株式、株式会社グローバル・エンバイロメンタル・テクノロジーの一部株式を取得し、同3社を連結子会社といたしました。
3. 2024年10月29日に相生エコサービス株式会社を設立いたしました。
4. 2025年1月6日に株式会社海成の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
5. 2025年4月1日に有限会社クリーンテック名張の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
6. 2025年4月15日に肥前環境株式会社の一部株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
7. 2025年5月1日に宮古島エコサービス株式会社を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、人口減少、気候変動、循環経済、技術革新、生物多様性を重要な外部環境の変化と捉えています。また、当社グループの属する廃棄物処理・資源循環業界では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されて50年余が経過し、循環経済や脱炭素が求められる社会状況の中で、廃棄物処理や資源循環のあり方を問い直すべき時期にあると考えております。人口減少が進む自治体は、財源等の課題から、公設での一般廃棄物処理施設の整備・運営が困難な状況に陥っている場合も少なくなく、民間資金を活用した廃棄物処理施設の整備・運営や一般廃棄物処理の民間処理事業者への委託が増えつつあります。また、近年、自然災害が多発・大規模化しており、大量の災害廃棄物を迅速かつ安全に処理するために、民間処理事業者が担う役割が一層重要となっております。

このような経営環境の中、当社グループは5つの重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。これらの課題解決に向けて、当社グループは、廃棄物処理・資源循環を通じて、決して止めることのできない重要な社会インフラを担う企業として、最も強みとする地域社会との関わりをより深め、「カーボンニュートラルの実現」、「循環経済の実現」、「廃棄物処理コストの抑制」という社会的価値及び「社会からの信頼」、「持続的な成長」という当社グループの価値の最大化を進めてまいります。

価値創造プロセス



当社グループは、5つの重要課題を解決していくため、2025年5月に、2028年3月期までの3か年の中期経営計画「D-Plan2028 Foundation for Success」（以下、「D-Plan2028」という。）を策定いたしました。D-Plan2028は、2031年3月期までの6か年計画のうち前半3年間という位置づけであり、2031年3月期の目指す姿に向けて、この3か年においてもオーガニック成長やM&Aによって事業規模や事業エリアを拡大しつつ、成長投資を継続してまいります。

中期経営計画「D-Plan 2028」サマリー

売上高・EBITDAの中期目標



キャッシュアロケーション

手元資金 + 借入	290億円 + α	成長投資	
3か年の 営業CF累積	850億円	M&A	100億円 + α
		成長領域への投資	360億円
		維持更新投資	140億円
		借入の返済	380億円
		株主還元	160億円 + α

● 戦略の概要

成長施策	D-Plan 2028より 収益貢献	資源循環システムの高度化	動脈市場への供給拡大を通じた再資源化事業の収益拡大
		自治体との関係深化	最終処分場の価値最大化（容量当たりの売上高最大化）
	2031年3月期 に向けた施策	M&Aによる事業エリアの拡大	取引自治体との取引範囲を拡充 取引エリアを全国規模へ拡大
		焼却等熱処理施設能力の拡大	シナジー（受入量拡大）が見込める案件を積極的に実行
経営基盤強化施策	グループ経営力向上	最終処分場の年間埋立計画量と残容量拡大	施設能力4,000t/日に向けて5件のプラント着工
		公民連携事業（PPP）の推進	年間埋立量の拡大に向けて新規エリアでのM&Aを推進 既存エリアでの新增設計画を推進
		人的資本経営推進	累計7件 協定締結
		グループ経営力向上	従業員エンゲージメント最大化 ガバナンス・リスク管理体制の更なる強化

■ 成長施策

1. D-Plan2028より収益貢献

① 資源循環システムの高度化

・再資源化品供給量拡大

国内のカーボンニュートラルを実現するためには循環経済への転換が不可欠です。当社グループは、地域の皆さまのご理解のもと、これまで築き上げてきた施設群を活用し、動脈市場への再資源化品の供給量拡大を目指します。当社グループが保有する多種多様な再資源化施設を最大限活用し、素材産業な

どパートナー企業との共創を通じて、循環経済への転換を進めます。

また、廃棄物の再資源化を徹底していくことは、当社グループが保有する焼却等熱処理施設や最終処分場での二次処理量の削減に繋がり、二次処理コストを低減する効果があります。加えて、焼却等熱処理施設や最終処分場においては、排出事業者から直接受け入れる廃棄物の量を増やすことが可能となり、売上高の増加に繋がります。

- ・新施設稼働による受入量増加

循環経済への転換に向けて、当社グループの優位性は、再資源化を進める上で重要な「選別・破碎・再資源化施設」の拠点数と許能力を多く有している点であると考えております。当社グループは、動静脈連携により構築した廃プラスチックの回収から製品化までをワンストップで提供するプラスチックリサイクルのトータルコーディネートサービスを活かし、既存施設や新たに設置するプラスチック再資源化施設の稼働率を高め、再資源化品の動脈産業への供給量拡大を図ります。

- ・最終処分場の容量あたりの売上高最大化

再資源化できない廃棄物の受け皿となる最終処分場は必要不可欠です。資源循環システムの高度化を進めることで、焼却灰や埋設廃棄物など比重の大きいものや廃石綿などの高単価物といった高付加価値物の受入割合を高め、最終処分場の容量あたりの売上高の最大化を図ります。

②自治体との関係深化

当社グループは、2025年3月期中の取引自治体数は関西・中部エリアを中心に487自治体であり、連結売上高に占める自治体との取引額の割合は約20%になります。当社グループは、ワンストップサービスの提供による廃棄物処理の受託だけでなく、実績やノウハウを活かした自治体の課題解決を図る様々な協定の締結を通じて、取引自治体数の増加及び取引自治体との関係の深化を図っております。今後も取引自治体数の拡大を図るとともに、各自治体との関係を深化させることで、連結売上高に占める自治体との取引額の割合の拡大を図ります。

③M&Aによる事業エリアの拡大

廃棄物処理業界においては、小規模事業者の割合が高く、市場占有率の高い企業が存在しない超分散型市場となっております。資源循環の高度化への対応や後継者不足などにより業界再編機運は高まっております。当社グループは、M&Aによる事業拡大を積極的に進めてきた実績を活かし、全国各エリアで、廃棄物受入量の拡大が見込める案件について積極的にM&Aを実行してまいります。特に、最大の市場である関東エリアでの案件獲得に注力するとともに、これまで自社による新增設を基本としてきた焼却等熱処理施設や最終処分場についても、当該施設を保有する企業を当社グループに参入するなど、シナジー効果が高い案件のM&Aを進めてまいります。

2. 2031年3月期に向けた施策

①焼却等熱処理施設能力の拡大

既存施設を高効率な熱回収施設へ更新するほか、公民連携による新施設稼働に向けた許認可手続き及び施設設置工事を計画的に進め、2031年3月期末までに処理能力を4,000t/日にすることを目指します。

②最終処分場の年間埋立計画量と残容量拡大

現在増設を進めております当社御坊リサイクルセンターの第2期管理型最終処分場を含め、既存リサイクルセンターでの最終処分場の新增設計画を着実に実行させるとともに、M&A等により新規エリアでの最終処分場の保有を図り、年間埋立計画量を1,250千 m^3 から拡大しつつ、残容量を2031年3月期末には15,000千 m^3 以上へ拡大を図ります。

③公民連携事業（PPP）の推進

日本の人口が減少する中、自治体における財政健全化への歳出改革は喫緊の課題です。民設民営による効率的なインフラ整備は、その課題の解決に繋がると考えております。また、自治体に処理責任のある一般廃棄物は、自治体保有の焼却施設での処理が大部分であります。民間が整備する焼却施設等へ処理委託を進める公民連携（PPP）への移行を成長機会と捉えております。

当社は、現在、熊本県上益城郡5町、兵庫県相生市及び大阪府泉北郡忠岡町の3エリアで公民連携協定を締結済みです。今後、2031年3月期末までに合計12エリアでの締結を目指し、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を推進してまいります。

■基盤強化施策

①人的資本経営推進

多様な人材が、事業に誇りと使命感を持ち、やりがいを感じる土壌を創ることが当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に繋がると考えております。人材育成、多様性の推進、社内環境整備を進めることで従業員エンゲージメントが高まり、従業員と企業がお互いに貢献しあう関係を構築してまいります。

また、当社グループが廃棄物処理施設の新増設によるオーガニック成長とM&Aによる成長を両輪で進めていくためには、多くの新たな管理者や有資格者等の人員が必要になります。人的資本経営を推進することにより、それぞれの職場で活躍する人財をより多く育成するとともに、従来以上に採用強化を進めてまいります。

②グループ経営力向上

子会社数や従業員数が拡大する状況下において、更なる経営基盤強化を進めます。当社は、グループガバナンス体制を構築しており、当社から子会社に役員や管理者を派遣し、管理体制を強化しております。また、子会社の経営上の重要事項は、当社グループ本部で統括管理し、リスクを低減しております。

2024年6月には監査等委員会設置会社に移行し監督機能の強化を図っております。今期より、第三者による取締役会の実効性評価も実施し、分析結果を取締役会の実効性の向上に活かしてまいります。

また、当社グループの廃棄物処理施設の事業運営において、労働災害が発生するリスクがあります。リスクアセスメント活動の強化や安全教育の再徹底などを通じて安全衛生活動を推進し、事故撲滅を進めます。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	360,000,000株
② 発行済株式の総数	99,892,900株
③ 株主数	4,990名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ウイングトワ株式会社	61,399	62.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,758	6.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,527	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,853	1.88
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,626	1.65
大栄環境従業員持株会	1,539	1.56
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	1,400	1.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,239	1.26
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	841	0.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	798	0.81

(注) 持株比率は自己株式（1,390,723株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	当社普通株式 6,000株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	当社普通株式 500株	1名
監査等委員である取締役	当社普通株式 2,000株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2)⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	金子 文雄	一般社団法人資源循環推進協議会 理事
取締役 専務執行役員 (事業・技術担当)	大田 成幸	DINS関西株式会社 取締役 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事 一般社団法人日本災害対応システムズ 理事 一般社団法人堺臨海エコファクトリーズ協議会 理事
取締役営業本部長 常務執行役員 (営業担当)	大仲 一正	—
取締役	村上 知子	アーカス総合法律事務所 パートナー 大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員 大阪海区漁業調整委員会 委員
取締役 (常勤監査等委員)	峯森 章	三重中央開発株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表 税理士法人村井会計事務所 代表社員 株式会社日本触媒 社外監査役
取締役 (監査等委員)	北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表 ダイトロン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役村上知子氏並びに取締役 (監査等委員) 村井一雅氏及び北嶋紀子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 峯森章氏及び取締役 (監査等委員) 村井一雅氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (常勤監査等委員) 峯森章氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有しております。
 - ・取締役 (監査等委員) 村井一雅氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 2024年6月26日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、魚住隆太氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、峯森章氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役村上知子氏、村井一雅氏及び北嶋紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社では、意思決定と業務執行の分離による迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	金子 文雄	－
専務執行役員	大田 成幸	事業・技術担当
常務執行役員	大仲 一正	営業本部長 営業担当
執行役員	下田 守彦	総合政策本部長 総合政策担当
執行役員	出射 邦彦	社長付 社長特命担当
執行役員	鰐部 仁	経営管理本部長 経営管理担当
執行役員	下地 弘章	事業本部長 事業副担当
執行役員	東井 基光	購買部長 購買管理担当
執行役員	田中 厚夫	三木事業所長 三木事業所運営担当
執行役員	平井 俊文	三重中央開発株式会社代表取締役 三重中央開発株式会社経営全般担当
執行役員	森田 憲一	三重中央開発株式会社取締役 三重中央開発株式会社開発業務担当
執行役員	下地 正勝	DINS関西株式会社代表取締役 DINS関西株式会社経営全般担当
執行役員	石川 光一	株式会社ジオレ・ジャパン取締役 株式会社ジオレ・ジャパン営業担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役金子文雄氏、大田成幸氏、大仲一正氏、村上知子氏及び監査等委員である取締役峯森章氏、村井一雅氏、北嶋紀子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己もしくは第三者の不正な利益を図る場合、当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合、その職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより損害賠償を請求された場合、情報提供、報告を怠った又は遅延した場合には、補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する①役員、②管理職従業員、③従業員（不当な行為に起因するものに限り）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、生じた損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容と取締役会で決議された決定方針との整合性を吟味し、指名・報酬諮問委員会からの答申を尊重のうえ、決議しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績の反映及び株主と価値を共有する観点から、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成するものとする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は「役員報酬規程」に基づき、取締役の役職、職責等に応じて定める固定報酬とし、業績及び社会情勢等を勘案して、必要に応じて見直しを図るものとする。固定報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。なお、監査等委員である取締役の固定報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

c. 譲渡制限付株式報酬の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は「役員報酬規程」に基づき、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として支給する。譲渡制限付株式報酬の見直しは、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会の決議で決定する。なお、監査等委員である取締役の譲渡制限付株式報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の具体的な内容

譲渡制限付株式に関する報酬等は、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を採用し、取締役会があらかじめ定める、基本割当株式数及び原則として1事業年度（以下、「業績評価期間」）における当社グループの企業活動の最終的な成果を表す親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に、譲渡制限付株式を割り当てる。

親会社株主に帰属する当期純利益	割当株式数
前期比5%未満増加	1.0倍
前期比5%以上増加	1.5倍
前期比10%以上増加	2.0倍

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式

無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

・譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員である取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として、株主総会で承認された年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

・譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本譲渡制限付株式報酬の株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	128 (7)	111 (6)	15 (-)	1 (1)	5 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20 (9)	15 (7)	- (-)	5 (2)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	5 (2)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	154 (19)	131 (15)	15 (-)	6 (3)	11 (6)

- (注) 1. 上記の取締役 (監査等委員を除く) には、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。当該社外取締役1名につきましては、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、取締役 (監査等委員) に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間分は取締役 (監査等委員を除く) に、取締役 (監査等委員) 在任期間分は取締役 (監査等委員) に含めて記載しております。
2. 上記の監査役には、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名 (うち社外監査役2名) を含んでおります。このうち、監査役2名 (社外監査役1名) につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、取締役 (監査等委員) に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、取締役 (監査等委員) 在任期間分は取締役 (監査等委員) に含めて記載しております。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当連結会計年度における費用計上額を記載しております。
5. 業績連動報酬等に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、当事業年度に支給した業績連動報酬等の算定に係る前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は13,591百万円であり、当該指標を選択した理由は、当該指標が当社グループの企業活動の最終的な成果を表し、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるために適切な指標であるとの判断から選択したものであります。当社の業績連動報酬は、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を採用し、取締役会があらかじめ定める、基本割当株式数及び原則として1事業年度 (以下、「業績評価期間」) における当社グループの企業活動の最終的な成果を表す親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に、譲渡制限付株式を割り当てることとしており、当事業年度に支給した業績連動報酬等の算定に係る前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、その前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益から10%以上増加したこと、基本割当株式数の2.0倍の譲渡制限付株式を割り当てております。
6. 監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
2022年6月27日開催の第43期定時株主総会において、監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、年額320百万円以内 (うち、社外取締役年額30百万円以内) と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名 (うち、社外取締役は2名) です。
また、上記の金銭報酬とは別枠で、2023年6月27日開催の第44期定時株主総会において、取締役 (社外取締役を除く) に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内、取締役 (社外取締役を除く) に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年40,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。
2022年6月27日開催の第43期定時株主総会において、監査役の金銭報酬の額は、年額46百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

7. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、年額320百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額64百万円以内、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年40,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名です。

加えて、上記の金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額16百万円以内、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年10,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、1名です。

2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額46百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会において、監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額32百万円以内、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年20,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会社における地位及び氏名	重要な兼職先の状況	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 村上 知子	アーカス総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。
	大阪市教育委員会第三者専門家チーム 委員	特別な関係はありません。
	大阪海区漁業調整委員会 委員	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員) 村井 一雅	村井公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
	税理士法人村井会計事務所 代表社員	特別な関係はありません。
	株式会社日本触媒 社外監査役	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。
社外取締役 (監査等委員) 北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表	特別な関係はありません。
	ダイترون株式会社 社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
	多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)	営業上の取引関係があり、当該取引に係る受取額は、当社売上高の0.1%未満となっております。当社から兼職先への支払い実績はありません。

(注) 社外取締役村上知子氏、社外取締役(監査等委員)村井一雅氏及び社外取締役(監査等委員)北嶋紀子氏は、それぞれ当社の株式5,100株を保有しておりますが、当社と各取締役との間には、それ以外の人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 村上 知子	<p>当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 村井 一雅	<p>当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会10回それぞれ全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士としての財務及び会計、税務に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。その他、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 北嶋 紀子	<p>当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会3回、監査等委員会10回それぞれ全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、サステナビリティ推進委員会のオブザーバーを務めております。</p>

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、事業運営上必要な資金を維持・確保することを前提に、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資とのバランスも勘案しつつ、株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを考えております。また、利益還元の機会を充実させるため、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、連結配当性向は33%以上を維持しつつ、持続的かつ安定的な配当のために累進配当を導入するとともに、将来的に利益の拡大に合わせて株主還元の強化を図り、連結配当性向を40%に引き上げることを目標としております。内部留保資金につきましては、保有設備の処理能力の向上や合理化のための設備投資、M&A、公民連携及び研究開発などの成長投資等に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり25円とさせていただきます予定であり、中間配当金1株当たり23円と合わせた年間配当金は1株当たり48円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	69,781
現金及び預金	51,481
受取手形	498
売掛金	12,953
有価証券	1,884
製品	80
仕掛品	351
原材料及び貯蔵品	294
その他	2,239
貸倒引当金	△1
固定資産	115,021
有形固定資産	93,441
建物及び構築物	26,536
機械装置及び運搬具	22,185
最終処分場	11,532
土地	19,972
建設仮勘定	10,923
その他	2,291
無形固定資産	2,416
のれん	1,858
その他	558
投資その他の資産	19,162
投資有価証券	7,763
繰延税金資産	807
その他	10,653
貸倒引当金	△61
繰延資産	102
株式交付費	102
資産合計	184,905

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	29,114
買掛金	3,673
短期借入金	80
1年内償還予定の社債	950
1年内返済予定の長期借入金	13,134
未払法人税等	3,420
賞与引当金	1,145
資産除去債務	97
その他	6,612
固定負債	61,108
社債	885
長期借入金	51,441
繰延税金負債	445
退職給付に係る負債	610
資産除去債務	6,987
その他	739
負債合計	90,223
純資産の部	
株主資本	92,503
資本金	5,907
資本剰余金	12,677
利益剰余金	77,384
自己株式	△3,465
その他の包括利益累計額	1,765
その他有価証券評価差額金	1,530
退職給付に係る調整累計額	234
非支配株主持分	412
純資産合計	94,681
負債純資産合計	184,905

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		80,178
売上原価		45,249
売上総利益		34,929
販売費及び一般管理費		13,381
営業利益		21,548
営業外収益		
受取利息	157	
受取配当金	78	
持分法による投資利益	161	
受取賃貸料	306	
物品売却収入	178	
その他	209	1,091
営業外費用		
支払利息	337	
株式交付費償却	152	
賃貸費用	346	
物品売却費用	157	
その他	161	1,155
経常利益		21,484
特別利益		
固定資産売却益	38	
固定資産受贈益	52	
段階取得に係る差益	37	
補助金収入	50	178
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	56	
固定資産圧縮損	50	109
税金等調整前当期純利益		21,554
法人税、住民税及び事業税	6,518	
法人税等調整額	594	7,113
当期純利益		14,440
非支配株主に帰属する当期純利益		76
親会社株主に帰属する当期純利益		14,364

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	48,575
現金及び預金	36,372
受取手形	155
売掛金	7,721
有価証券	1,884
製品	53
原材料及び貯蔵品	161
その他	2,229
貸倒引当金	△2
固定資産	94,662
有形固定資産	41,937
建物	11,646
構築物	1,313
機械装置	13,037
最終処分場	1,051
土地	8,374
建設仮勘定	5,089
その他	1,424
無形固定資産	495
ソフトウェア	343
その他	152
投資その他の資産	52,229
投資有価証券	4,871
関係会社株式	12,873
関係会社長期貸付金	29,225
繰延税金資産	321
差入保証金	4,022
その他	2,547
貸倒引当金	△1,632
繰延資産	102
株式交付費	102
資産合計	143,340

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,308
買掛金	2,463
1年内償還予定の社債	950
1年内返済予定の長期借入金	12,850
未払法人税等	1,614
賞与引当金	640
その他	3,788
固定負債	56,067
社債	885
長期借入金	50,833
退職給付引当金	386
資産除去債務	3,524
その他	438
負債合計	78,375
純資産の部	
株主資本	63,857
資本金	5,907
資本剰余金	5,822
資本準備金	5,817
その他資本剰余金	5
利益剰余金	55,592
利益準備金	22
その他利益剰余金	55,570
特定災害防止準備金	2,031
特別償却準備金	5
固定資産圧縮積立金	239
別途積立金	56
繰越利益剰余金	53,238
自己株式	△3,465
評価・換算差額等	1,107
その他有価証券評価差額金	1,107
純資産合計	64,965
負債純資産合計	143,340

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		36,452
売上原価		19,644
売上総利益		16,808
販売費及び一般管理費		8,780
営業利益		8,027
営業外収益		
受取利息	419	
受取配当金	4,052	
受取賃貸料	575	
その他	79	5,127
営業外費用		
支払利息	327	
株式交付費償却	152	
賃貸費用	389	
貸倒引当金繰入額	164	
その他	150	1,184
経常利益		11,970
特別利益		
固定資産売却益	10	
固定資産受贈益	52	63
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	1	2
税引前当期純利益		12,031
法人税、住民税及び事業税	2,647	
法人税等調整額	584	3,231
当期純利益		8,799

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

大栄環境株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 太郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西田 直樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 拓爾

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大栄環境株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大栄環境株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

大栄環境株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 太郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西田 直樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 拓爾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大栄環境株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。なお、2024年6月26日に開催されました、第45期定時株主総会の決議により、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたので、2024年4月1日から2024年6月25日までの監査につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法令・定款遵守、個別リスクの未然防止、内部統制システムの整備・運用状況を重点監査項目として設定し、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

大栄環境株式会社 監査等委員会

監査等委員 峯森 章 (印)

監査等委員 村井 一雅 (印)

監査等委員 北嶋 紀子 (印)

(注) 監査等委員村井一雅及び北嶋紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場 ご案内図

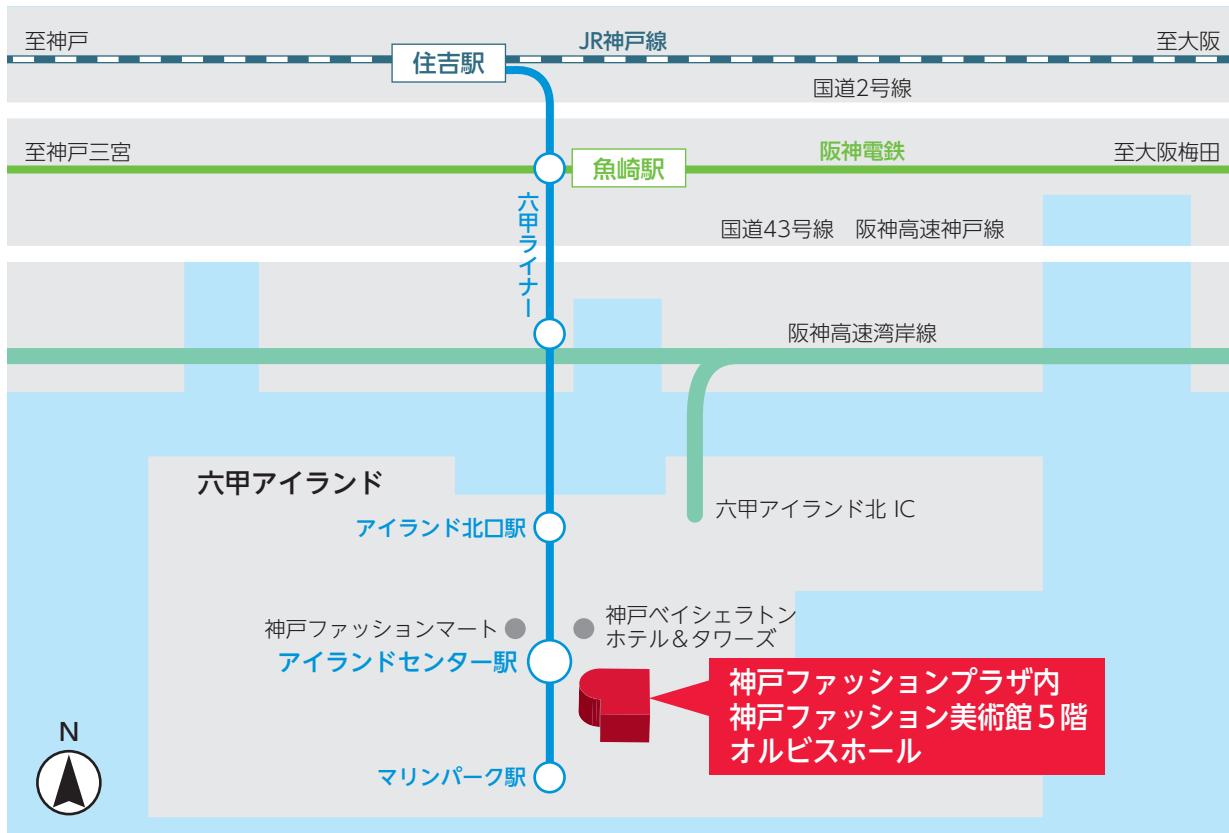
会場

兵庫県神戸市東灘区向洋町中二丁目9番地1

神戸ファッションプラザ内

神戸ファッション美術館5階 オルビスホール

TEL : 078-858-0055



六甲ライナー「アイランドセンター」駅 東出口 徒歩約2分



東出口より
徒歩約2分

※お車でのご越しの際は、美術館地下の神戸ファッションプラザ駐車場をご利用ください（有料）。

大栄環境グループ【公式】 X

